

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件
原告 大川原化工機株式会社 外5名
被告 国 外1名

文書送付嘱託申立書 4

令和3年10月22日

東京地方裁判所 民事第34部甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹



頭書事件につき、以下の通り、文書送付嘱託の申立てを行う。

なお、原告らが既に提出した訴状において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

1 文書の表示

患者相嶋静夫（アイシマシズオ、XXXXXXXXXX 生れ、住所：XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX。なお、漢字表記が「相嶋静夫」または「相嶋静夫」、読みが「アイシマシズオ」であるものも含む。）の下記診療機関における診断書、カルテ、手術及び検査その他の処置に関する記録、看護記録、並びにレントゲン写真等の画像資料（CTおよびMRI結果を含む）等の同人の診療に関し作成された一切の診療記録（入院・外来診療を含む）。

2 文書の所持者（診療機関の表示）

(1) 東京拘置所医務部病院

〒124-8565 東京都葛飾区小菅1-35-1

電話 03-3690-6681

（期間 令和2年7月7日以降）

(2) 順天堂大学医学部附属順天堂医院

〒113-8431 東京都文京区本郷3丁目1番3号

電話 03-3813-3111

（期間 令和2年10月16日以降）

3 証すべき事実

上記患者の、傷病内容及び程度、治療経過等。

以上